

「避難」って何をすればいいの？

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。

「避難」とは、「難」を「避」けることと考え、あらかじめ避難するときはどう行動するか考えておきましょう。

命を守るために
最低限必要な
行動

● 指定された避難場所への移動

避難情報が出された地域にある、小学校、中学校、公民館（分館を除く）を原則、同時に開設します。※ただし災害の種別によっては、開設しない施設があります。



● 安全な親戚や知人宅への避難

あらかじめハザードマップで安全を確認した上で、災害時に避難することを相談しておきましょう。

● 屋内安全確保（垂直避難）

あらかじめハザードマップで安全を確認した上で、自宅の2階以上の部屋に避難しましょう。



ハザードマップ（洪水・土砂災害）を確認しましょう！

● 想定される浸水の深さが、居室より低いかな？

5m以上（2階屋根以上浸水）

3m～5m未満（2階軒下まで浸水）

2m～3m未満（2階床下まで浸水）

1m～2m未満（1階軒下まで浸水）

0.5m～1m未満（床上浸水）

0.5m未満（1階床下まで浸水）



● 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域では無いか？

土砂災害警戒区域について

土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）が発生するおそれのある区域として、「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」があります。大雨・長雨のときや地震などで地盤が緩んでいるときには、土砂災害が発生するおそれがあります。

お住まいの場所が「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」に指定されている場合は、**避難情報が出されたら、速やかに警戒区域の外に避難しましょう。**万が一、避難が間に合わない場合は、山の斜面と反対側の2階以上の部屋へ一時避難してください。